

第16回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会

日 時：令和5年（2023年）3月3日（金）午後2時～午後4時

場 所：国立療養所菊池恵楓園 恵楓会館

出席者：※敬称略

委 員	／内田博文	九州大学名誉教授	
	小野友道	熊本機能病院顧問（皮膚科）	熊本大学名誉教授
	遠藤隆久	熊本学園大学名誉教授	ハンセン病市民学会共同代表
	志村 康	菊池恵楓園入所者自治会会長	
	中 修一	国立療養所菊池恵楓園退所者	ひまわりの会会長
	紫藤千子	一般社団法人熊本県社会福祉士会	社会福祉士
	箕田誠司	国立療養所菊池恵楓園園長	
	大瀆賢彦	熊本地方法務局人権擁護課長	
	柳田壽昭	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課長	
	岡 順子	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課長	
事務局	／西村 徹	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	審議員
	砥上若菜	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	課長補佐
	手嶋義明	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	
		課長補佐（総務・特定疾病担当）	
	植田美奈希	熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課	
		総務・特定疾病班 主事	
	坂口恵子	熊本県教育庁市町村教育局人権同和教育課	指導主事
	中石英之	熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課	参事
		（啓発担当）	
	日高美智子	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」	
		相談員	
	佐伯智子	熊本県ハンセン病問題相談・支援センター「りんどう」	
		相談員	

【次第】

- 1 開会
- 2 熊本県健康づくり推進課長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 令和4年度（2022年度）の下半期実績報告及び令和5年度（2023年度）事業計画について
 - (2) その他

【1 開会】

（事務局（西村））

ただいまから、「第16回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を開催いたします。開催にあたり、熊本県健康づくり推進課長 岡がご挨拶いたします。

(岡課長)

健康づくり推進課長 岡でございます。本日はお忙しい中、熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、常日頃から県が実施しております、ハンセン病問題啓発事業に御支援と御協力をいただき、この場をお借りしまして、お礼申し上げます。

さて、菊池恵楓園の最近のトピックスとしまして、去る2月15日、「第74回結核予防全国大会」御出席のため、来熊されました、秋篠宮皇嗣妃殿下紀子様が菊池恵楓園にお越しになりまして、歴史資料館を御見学、入所者自治会の皆様と懇談されたあと、納骨堂で献花され、哀悼の意を示されました。その御様子は、テレビや新聞にて大きく報道されまして、県民に改めて菊池恵楓園のことを知っていただく、良い契機となったと考えております。

本日の委員会では、令和4年度下半期の実績報告と、令和5年度事業計画について御説明させていただきますので、よりよい啓発事業ができますよう、委員の皆様の御意見を頂戴できればと思っております。

また、次年度は、ハンセン病元患者の家族補償金支給の請求期限まで残り1年を切る年となっております。対象となられます、回復者の御家族の方へ制度周知が行き届きますよう、りんどう相談支援センターの啓発活動にも力を入れて参りたいと思っております。こちらにつきましても、後ほど、会議の中で御助言いただければと思っております。

今回は、3年ぶりに菊池恵楓園で対面開催できることとなりました。対面での開催にあたりまして、会場準備等、自治会を始め、菊池恵楓園の職員の皆様には、御協力いただきまして感謝申し上げます。大変限られた時間ではございますが、本日は忌憚のない御意見をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局(西村))

これから議題に入りますが、その前に、各委員の御紹介については、お配りしている委員一覧に代えさせていただきます。なお、中委員は所用により本日欠席となります。

それでは、ここからは委員会の議長を委員長が務めることとなっておりますので、進行を内田委員長にお願いしたいと思います。それでは、内田委員長よろしく願いいたします。

【議題1】

(内田委員長)

それでは、議題に入らせていただきます。まず、「議題(1)ハンセン病問題普及啓発に係る令和4年度(2022年度)下半期の実績報告及び令和5年度(2023年度)事業計画について」でございます。今年度、熊本県が実施するハンセン病問題啓発事業について、事務局、また、りんどう相談支援センターの活動内容について、あわせて御報告をお願いいたします。一通り説明をいただいたあと、皆様方から御意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

(事務局(植田))

熊本県健康づくり推進課の植田です。よろしくお願ひいたします。お手元の資料1で説明させていただきます。資料1は、県健康づくり推進課が実施した事業の令和4年度の実績報告と令和5年度の事業実施状況についてです。令和4年度の実績報告のうち、今年10月の委員会時点で実施済みのものについては報告させていただいておりますので下半期の実績報告について説明させていただきます。

まず、1ページでございます。「ハンセン病問題啓発パネル展」ですが、例年6月22日の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」に併せましてハンセン病問題啓発パネル展を実施しております。令和4年度に引き続き、令和5年度につきましても実施予定であり、県庁ロビー、県庁地下通路、県民交流館パレアに申し込みを行っている状況です。

次に2ページでございます。「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」ですが、こちらにつきましても令和5年度に向け、県立図書館と県庁ロビーにて展示できるよう申込を行っている状況です。

3ページ、「ふれあい福祉協会補助事業活用事業」についてです。令和4年度につきましても、県立美術館にて金陽会絵画展を実施しました。39点の金陽会絵画作品を展示し、累計798名の方が来場しました。来場者は絵画を通じてハンセン病問題について考えるきっかけとなり「さぞかし家に帰らたかっただろう。子どもの頃のあの風景をもう一度見たかっただろうと思った」、「多くの人に見てほしい、後世に伝えるべきものである」等の意見がありました。一方で、学生等の若い世代の来場数が少ないので、若い世代に来場していただけるよう事業実施をしていきたいと考えています。令和5年度以降につきましても、県内全域において金陽会の作品を通じてハンセン病問題について考える契機となるよう、県内各地で絵画展を実施することを検討しています。特に学生等若い世代に来場いただけるよう、教育委員会や市町村と連携し周知を図っていききたいと思っています。

4ページの「菊池恵楓園で学ぶ旅」につきましても、例年夏に一般の方を対象に菊池恵楓園を実際に訪れていただき、ハンセン病問題について学んでいただくという事業を実施しております。次年度につきましても7月に小学校5・6年生を中心とした親子コース、8月に一般コースを予定し、恵楓園や歴史資料館と協議をしながらどのような内容が参加者にとってハンセン病問題について考えることができるか行程等調整していききたいと考えております。

6ページのハンセン病啓発県職員出前講座につきましても、上天草市の小学校5・6年生に、小学生の時ハンセン病に罹った山田太郎君のお話の紙芝居や金陽会の作品を紹介し、その背景について考えてもらう取組を実施しました。生徒達は主人公と年齢が近いことから、自分の立場に置き換え話を聞くことができ、「病気のことを知らないで療養所に入所させられるのが可哀そうだった」、「名前を変えたり、差別されたりすることはおかしい」、「人の思い込みで差別があった。正しい知識を持ち、間違ったことを言っている人には「そのようなことはいけない」と言えるようになりたい」といった感想がございました。その他の感想については、資料1の最後の方に掲載しています。また、今回の取組が熊日にも取り上げていただいたのでそちらの記事も添付しています。次年度につきましても各機関、各学校からの要望に応じて実施していききたいと思ひ

ます。

8ページでございます。ハンセン病問題啓発リーフレットの作成です。例年、リーフレット「ハンセン病を正しく理解しましょう」を作成しており、県内の高校1年生や市町村そして市町村教育委員会に配付しております。今年度につきましては従来の内容に加え、歴史資料館のPRを図る内容を盛り込み内容改定をしました。3月10日に納品予定のため、今手元にはない状態ではありますが、納品次第、委員の皆様へも送付させていただきます。作成したものについては、昨年度と同数を3月下旬までに配布する予定です。

9ページの「熊本県新規採用職員研修での講話」につきましては、今年度入庁した新規採用職員に対し、ハンセン病問題について理解を深めていただくため、新規採用職員中期研修において講話を実施しました。次年度につきましては、4月の新規採用職員前期研修から取り上げていただくこととなりました。菊池恵楓園やハンセン病問題について当課職員にて説明させていただきます。

10ページからは「熊本県ハンセン病回復者・家族支援事業」です。こちらはりんどう相談支援センターの事業となります。回復者及び家族の相談対応と支援をはじめとし、要望に応じて研修や講演等を実施し、正しい知識の普及を行うとともに、回復者やご家族などの講演活動等普及啓発活動への支援も行っております。

12ページを御覧ください。令和4年度の相談件数は、1月末時点で133件、うち家族補償関係は99件、実利用者数は271人となっております。

前後してしまい申し訳ございませんが、11ページを御覧ください。下半期の相談以外の活動としましては、10月に⑤ハンセン病医療・福祉研修会の開催、11月に一般研修として⑥朗読劇「あん」の上映会&「あんこ」の研修会、⑦熊本市と菊池恵楓園退所者の会「ひまわりの会」との意見交換会の参加、⑧相談員の研修会等の講師派遣、⑨ひまわりの会中修一氏の取材、オンライン講話、会議参加支援を実施しております。

14ページをお願いします。「熊本県ハンセン病医療・福祉研修会」ですが、退所者の方が、園外の医療・介護施設をより利用しやすくするための環境を構築するため、医療・福祉施設の経営者・従事者から参加者を募り、菊池恵楓園内の施設見学、ハンセン病の医学・看護・介護等に関する専門的な研修を実施しております。今年度は10月15日の土曜日にオンラインで開催し、24名の参加がございました。菊池恵楓園の原田学芸員や前副園長の野上先生、りんどう相談支援センターの西主任相談員や国宗弁護士から貴重なお話をいただいているので、もっと多くの方に参加いただけるよう早めの周知や参加対象者が閲覧しやすい時間帯等考慮して開催を検討していきたいと思っております。

次に、15ページをお願いいたします。りんどう相談支援センター主催、「朗読劇「あん」の上映会」です。広く一般の方を対象に、ハンセン病及びハンセン病問題に対する理解を深め、人が生きることの意味を考えていただく機会となることを目的として昨年度の講演会「～誰にも生まれてきた意味がある～」でオンデマンド配信した朗読劇「あん」を上映し、その後、作中でハンセン病回復者である主人公の徳江さんがどら焼きのあんを作っていることを踏まえ、上映後は「あんこ」の研修会を通して主人公の想いに触れるという取組を実施しました。参加者は35名となっております。朗読劇の上映ということで、ハンセン病問題についてあまり知らない方でも参加しやすいものとなっております。参加者からは研修会として良い題材だと思う等の声がありましたが、一方で、

学園祭が実施されるなか、大学内で当研修を実施したにも関わらず、若い人の参加が少なかったという点もございました。若い人がより研修に参加できるよう、開催方法等工夫していきたいと思っております。りんどう相談支援センターの活動の詳細につきましては、この後、センターの日高相談員から説明があります。

最後に、「熊本県出身の療養所入所者の方への事業」です。16ページをお願いいたします。1つ目「ふるさと訪問事業」は、過去、国が行った強制隔離政策に県も協力したことによる反省から、県内外のハンセン病療養所の入所者の方を県内各地に御案内しております。令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症予防のため中止となりましたが、次年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら意向調査を行い、各療養所と調整を図っていききたいと思っております。

2つ目の「熊本ふるさと便の送付」は、県内外のハンセン病療養所入所者の方へ熊本県の特産品をお送りするもので、令和4年度については12月に県内療養所に熊本県産デコポンを、県外療養所にはデコポンジュースを送付しました。令和5年度につきましても、療養所の意向を確認し、12月に送付させていただければと考えています。

3つ目の「県外療養所入所者の方への熊日新聞の送付」は、令和5年度につきましても今年度同様、星塚敬愛園に配布する予定です。駆け足での説明になりましたが、以上でございます。

（事務局（りんどう相談支援センター）

りんどう相談支援センター相談員の日高と申します。センターの相談支援の概要、活動内容に関しまして、私の方から少しお話をさせていただきます。よろしく願いいたします。

県庁の出前講座の新聞記事の後ろに資料をつけております。相談内容の多くは、家族補償金申請関係となっております。相談に来られた方の中には、御家族に知られたくないとの思いから請求をためらっていたと話される方もおり、様々な思いを抱えていることを改めて感じることも多くありました。ご家族に知られないよう、厚生労働省や関係機関からの問い合わせの連絡先や文書の送付先をりんどう相談支援センターにするなど、相談者の思いに寄り添い、支援を行うように心がけております。

また、りんどうが開設された頃からの新聞記事の切り抜きをお持ちになって下さった方もいらっしゃいました。

事実婚のため、戸籍での親子関係の証明ができない方からの相談がありました際には、熊本県や菊池恵楓園から取得した親子関係を証明し得る書類を添えて申請いたしました。しかし、その後、厚生労働省の担当者から「認定審査会での審査が必要な案件であるので、実の父親にあたる方の戸籍を取得できないか。」というお話がありましたので、相談者の方に説明して、私どもで該当自治体へ御説明、事情を御理解いただき、書類を取得するに至りました。昨年末には、支給決定通知書が届き、無事に請求が通ったため大変嬉しく思っております。相談者の方が、「この申請を通して父のことを知ることができたのが嬉しかった。」とお話をされたのが、私ども相談員としても大変感慨深いものでありました。

また、すでに振り込まれた補償額に関する問い合わせがあり、こちらに関しては、厚生労働省におつなぎしました。

家族補償金関係の対応以外にも給与金に関する問い合わせをいただいております。今年度、現況届の案内にりんどう相談支援センターのチラシを同封していただいた影響もあるかと思いますが、県外にお住まいの方々からも相談をいただいております。

また、今年度は県内の自治体の担当課や教育委員会、社会福祉協議会に相談員が出向き、りんどうの活動や家族補償金について説明させていただきました。逆に、自治体の担当者から、その自治体での取組みを伺うこともでき、大変貴重な時間となりました。

その他、地域で暮らされている方からお電話があり、傾聴することもあります。相談時、「今の生活環境は差別が酷い。」というような現状をお話なさった方もいらっしゃいました。そのような辛い環境の中、菊池恵楓園に再入所できないだろうかという御相談がありましたので、菊池恵楓園にも御相談し、おつなぎいたしました。

続きまして、今年度の活動の内容について報告いたします。先ほど県からもお話がありましたとおり、医療・福祉研修会と一般向けの研修会を1回ずつ行いました。

医療・福祉研修会は、10月15日オンラインのみの開催とし、参加者は24名とあまり多くはなかったのですが、その後、参加された宮古在住の方から御連絡をいただき、遠藤先生のお力添えもあって、「宮古退所者の会」「ハンセン病と人権支援ネットワーク宮古」の方々とも中さんも交えて意見交換を行うに至りました。これが年明けの1月14日です。宮古にもりんどうのような支援センターを作りたいと活動される中で、熊本での活動に学び、センターの取組みから学びたいとりんどう相談支援センター設立の経緯から最近の相談状況までお尋ねになられました。活発な意見交換を行うことができ、私どもも大変貴重な経験となりました。この取組みは、次年度以降も継続していきたいと考えております。

また、啓発活動としましては、自治体担当課、教育委員会、社会福祉協議会への挨拶回りを5月から7月にかけて行いました。先ほど御説明がありました、資料1の10ページに、その際にいただいた御意見、御要望を挙げておりますので、参照いただければと思います。

その後、8月26日、ドキュメンタリーを観る会を開催いたしました。ドキュメンタリーを3本上映したのですが、その際、仕事の都合でどうしても観ることができなかったドキュメンタリーをどうにか観ることができないだろうかとお話を受けて、
「私どものセンターで観ていただくことができます。」と申しあげましたところ、後日りんどうにお越しいただいて、熱心に鑑賞されておりました。この会には、県内各地から御参加いただきました。

りんどうへの外部依頼研修では、外部団体主催の研修において、センター相談員が講師を務めさせていただきました。

相談業務におきましては、先ほども申しあげましたように、ハンセン病元患者の家族の方の補償金の申請に係る支援が多くを占めております。回復者の方の支援といたしましては、今年度は、コロナの影響で茶話会を1回も開催することはできておりません。ここに記載しておりますように、地域で暮らしておられる中さんの活動支援が中心となりました。

また、9月3日には岡山にあります療養所、長島愛生園を相談員5名で訪問し歴史資料館を見学しました。学芸員の方による案内や説明を受け、実際に敷地内を散策させていただきました。啓発活動についても学習することができました。

その他記載しておりますような活動に参加、従事いたしました。

次年度も丁寧な相談支援活動を行うとともに、家族補償金の請求期限が残り1年を切る年になりますので、希望自治体へのセンター職員の研修会講師派遣や主催行事等について、積極的に告知を行い活動していきたいと思っております。

(柳田委員)

熊本県教育委員会人権同和教育課長 柳田でございます。これからは、県教育委員会の取組みを報告いたします。

資料2を御覧ください。資料2人権同和教育課と記載している資料でございます。今年度の10月の本委員会で報告しました、これまでの上半期の実績につきましては、おおむね省略をさせていただきたいと思っております。

まず、1つ目の枠組みでございます。事業名「教職員のための菊池恵楓園現地研修について」です。今年度は、8月に3年ぶりに開催することができました。

令和5年度ですが、今年の8月17日木曜日に、実施を予定しています。県内の小・中・高校、特別支援学校58校から、各1人を恵楓園の歴史資料館見学や講師をどなたにお願いするかは未定でございますが、講話等を取り入れた教職員の理解を深める研修を予定しております。

次のページを御覧ください。取組「ハンセン病回復者及びその家族の人権に関する校内研修の推進」についてです。令和4年度(2022年度)取組みの内容につきましては、①から④まで記載をしておりますが、①デジタル研修資料を改定し、「ハンセン病回復者及びその家族の人権」を配信しています。このデジタル研修資料といいますのは、コロナ禍で先生方がある場所に集まっての研修会がなかなか実施できませんでしたので、先生方がそれぞれの学校で時間が空いているときに研修を深められるよう、本課で作成したものです。先生方にはオンライン、あるいはオンデマンドで各自勉強してもらい、そのような資料でございます。今年度、今のところ、12,476回観ていただきました。

また、KABハンセン病問題映像は218回視聴されています。このKAB、熊本朝日放送さんですが、ハンセン病問題映像につきまして少し補足をさせていただきます。KABさんの方で、平成8年から菊池恵楓園さん、自治会さんの協力をいただきながら、ドキュメンタリー番組を5本ほど作られました。私どもも観させていただきました。「是非、学校の先生方の理解を深めるために、教職員研修用資料として使わせていただけませんか。」ということ、熊本朝日放送さんをお願いをしまして、快くお引き受けいただきました。そのKABさんの映像資料を県教育委員会のホームページに上げまして、そして各学校の先生方が時間のある時に、その映像資料を観ることができる、そのようなシステムを作ったところでございます。

一つ紹介をいたします。これは平成26年に放送されました「壁よ、さようなら」というドキュメンタリー番組です。(映像照会)「かえでの森こども園」の開園に合わせまして、入所者の方がこども園に行き園児の方といろいろ交流をするという、ドキュメンタリーで番組ございました。KABさんの映像資料5本を教育委員会ホームページに上げまして、先生方が観られるように活用を図っているところでございます。今のは、①でございました。

続きまして、④県内全市町村教育委員会訪問を通して、校内研修の推進及び菊池恵楓園歴史資料館の活用について説明しています。今年度第1回の10月の委員会で、委員さんから御提案等をいただき、熊本市を除きます44市町村、本課で全部訪問し、歴史資料館に学校行事やPTA活動、そういった場で是非、訪問をするようお願いをしたところでございます。

その下の枠囲みを御覧ください。「令和4年度校内研修報告書」からです。私ども、県教育委員会は、各学校の先生たちの校内研修がどのように取り組まれているかという調査を毎年度行っているところでございます。

その中の2つ目の黒丸を御覧ください。「ハンセン病関連KAB映像資料、平成25年（2013年）放送『こころ 壁の向こう側へ』を視聴した園児から保育園のお花見のイベントに誘われたものの、ためらわれた場面などから差別に心が痛めつけられてきたことを実感した。」これは、市町村立学校の先生の感想です。

4つ目の黒丸を御覧ください。「ハンセン病関連KAB映像資料、平成26年（2014年）放送『壁よ、さようなら』を視聴した。」

このように各学校の校内研修でもKABさんの映像資料の活用がされている状況でございます。

右側のページを御覧ください。1番目ですが、令和5年度の事業計画です。来年度も今年度同様に、①から④までの研修、各学校での研修の推進のための取組みを行っていくと考えているところでございます。

その少し下ですが、枠囲みで取組「学校教育及び社会教育における人権教育に関する研修会」においては、令和4年度はこのような内容で実施をしたところです。これについては、10月の委員会で報告をさせていただきました。

続けて令和5年度事業計画です。これにつきましても、各種教職員の研修の実施、あるいは社会教育の担当者の研修、そういうものを引き続き行っていきたいと考えているところでございます。人権同和教育課の報告は以上です。

（事務局（中石））

人権同和政策課でございます。お願いいたします。資料3を御覧いただけますでしょうか。この資料に沿って御説明いたします。

まず、人権啓発Web講座についてでございます。この事業は、県の「人権教育啓発基本計画」で重要課題として位置付けております人権課題をテーマに、今年度は17本の動画を配信いたしております。この動画は、視聴を申請した方に限定で公開するという形式になっております。委員の中先生、また小野先生にはそれぞれ講演動画の講師として御出演をいただいております。

今年度の事業実績といたしましては、資料では1月末時点の実績が載っておりますが、2月末現在におきましては、総視聴回数が7,000回を超えております。中先生の講座が192回の視聴、小野先生の講座が1,151回の視聴となっております。

次年度の事業計画につきましては、この17本の動画に、新たに2本「ハラスメントインタビュー編」「災害と人権インタビュー編」この2本を追加することとしております。

次に「研修支援（登録講師派遣）事業」について説明いたします。本事業も同じく県

の基本計画の重要課題について、各分野の先生方に県の講師として登録をしていただきまして、申請がありました企業や学校などで講演をしていただくという事業でございます。Web講座同様に、中先生、小野先生には登録講師として御尽力を賜っております。また、紫藤先生、箕田先生にも今年度御講演をしていただきました。

今年度は、100件の派遣申請がありまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止、天候などの理由で、13件の派遣が中止となりましたが、9,000人を超える県民の方々が受講をされております。そして、中先生には4件講師としてお願いをいたしました。また、市町村への講師紹介事業におきまして、中先生、箕田先生それぞれに御講演をいただきました。この派遣と紹介を併せますと、総受講者数は12,000人を超えるものとなっております。本事業につきましては、次年度も同様の実施を予定しております。

続きまして、人権啓発パネル展について申し上げます。本年度は12月10日の世界人権デーを最終日とする11月10日から12月10日までの1か月間を「令和4年度熊本県人権月間」と定めまして、様々な啓発活動を集中的に実施いたしました。パネル展では、県の基本計画の重要課題につきまして、11月4日から12月9日まで、記載しております場所で開催をいたしました。次年度もより効果の高いパネル展の実施を行って参ります。

本日の資料にはございませんが、本課人権同和政策課の隣の人権センターでは、啓発DVDのランチタイム上映会というものを開催しております。先月、最近購入しました「一人になる医師 小笠原登とハンセン病強制隔離政策」というタイトルのDVDを3日間にわたって上映いたしました。

また、この夏に開催されました菊池恵楓園で学ぶ旅には、本課職員全員参加させていただきました。ありがとうございました。

最後になりますけれども、今後も、本日ご出席の先生方や関係者の皆様のお力添えをいただきながら、より質の高い効果的な人権啓発を進めて参りたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

(内田委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明を踏まえまして、ハンセン病問題について、委員の皆様からご意見をちょうだいいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

(小野委員)

苦勞されておられるのは、「ハンセン病医療・福祉研修会」ですね。非常に少ないです。講師の方々は、一生懸命で、ウェブでもありましたけれども、今回はできるだけ対面ができそうですから、やっぱり50名、100名単位で集めていただく策を私もない頭で考えたいと思います。是非、集めていただきたいと思います。年を取られた方々が、医療関係に行くときの受入れの姿勢は極めて大切なので、頑張って100名ぐらい集めていただきたいなと思っております。

(内田委員長)

遠藤委員、よろしく願いいたします。

(遠藤委員)

改めて申し上げることもないですけども、啓発推進委員と言う立場ではないかもしれませんが、まとめさせていただいた、この中間報告に基づいて、皆様がハンセン病啓発の実務を進めていらっしゃるわけです。

私たち委員も県庁の皆様と同じ仲間というか当事者として、想いを共有しているつもりです。ですから、そういう報告書に基づいて、熊本県のハンセン病問題啓発事業を毎年毎年、成果を上げていくことを願っています。

それで、今日は最初の概要等も事前にじっくり読んできました。概要の2ページに「ハンセン病回復者及びその家族を取り巻く現状と課題等」とありますが、気になったところで申し上げると、1の(3)に「ハンセン病療養所を退所し地域社会で生活されている退所者も、高齢となり介護施設を利用せざるを得ない場合があります。しかし、介護施設で不当な偏見や差別を受けるかもしれないという不安が、介護施設の利用を躊躇させ、社会生活を全うすることを困難にしています。」とあります。これは、今、小野先生が言われた、高齢化して社会生活を営んでいくときに、良い環境があることを目指した活動だと思えます。

2(1)の課題、2段落目で、「また、ハンセン病回復者やその家族の社会生活に対する不安を少しでも解消できるよう相談・支援の窓口の設置が必要です。」とあります。これについては、りんどう相談支援センターの活動がサポートして下さっているのだと思えます。

(2)のところでは、2段落目に、「さらに、県民に関心を更に高めてもらうことも大切です。次世代を担う若者層や、医療・福祉分野などのハンセン病回復者と接点を持つ職種に焦点を当てた取組を充実していく必要があります。また、自分が当事者だったらどう感じるか、何ができるかを考える一人称視点を企画に取り入れるなど、ハンセン病問題の知識が意識となり行動につながるような啓発プログラムの開発に取り組む必要があります。」と書いてあります。ここは啓発プログラムの開発ということですね。これはまだ課題なのではないかと思えますので、今後も担当のみなさまと一緒に取り組んでいければと思います。

人権課題の議論のところにありましたが、私、今日は健康づくり推進課の方をお願いして、資料をコピーしていただきました。まず、お見せしたいのが、今年の10月23日に行われましたハンセン病市民学会の第3回シンポジウムです。この第一部で行われたパネルディスカッションでハンセン病関係については、全国ハンセン病療養所入所者協議会の藤崎陸安さん、障害者の視点では尾上浩二さん、在日外国人の差別の問題は朴洋幸さん、部落問題に関しては、川口泰司さんがお話をされました。

そのときに皆さんのお話で一致したのが、ウェブが非常に発達して、自由にモノが言えて、そしてその影響があつという間に広がる。この環境の中で差別問題はまったく新しい段階に変わった。つまり、解消するどころか逆に広がった、深刻になったということでした。

ハンセン病問題で一昨年に起きた事件はご存じかと思えますけれども、長野県の大町警察署で「明治三十二年大町警察署 癩病患者並血統家系調」というものが、ヤフ

ー・オークションで販売されました。再流出されるのをぎりぎりのところで所沢の古書店からハンセン病市民学会が引き取ったということがありました。やはりウェブという新しい情報手段によって、差別や偏見というのは、すごく広がりやすい環境になってきているのは間違いない。これに対して、どのように対応していくべきかということは、私たちが十分考えて行かないといけない課題なのではないかと思います。人権教育現場の皆様と共有していただくことができればと思います。

あと具体的に資料でお尋ねしたいことがいくつかあります。資料1の2ページ、3ページです。「菊池恵楓園絵画展・絵画パネル展」は、これは金陽会の絵画パネル展が県立図書館で6月～7月に行われています。そして、「ふれあい福祉協会補助事業活用事業」でも、県立美術館で実施されていますよね。先ほど、岡課長さんが「もっといろんなところで金陽会の絵画展をやりたい。」とおっしゃっていたのですけれども、同じ内容のものをそれぞれが繰り返し実施していくということについては、工夫が必要ではないかと思います。県立美術館には、私も足を運んだのですけれども、あの広さに十分な絵が飾られていなかったのはちょっと寂しかったですよね。絵としての魅力を考える際には、そのアイディアは不要かもしれないのですけれども、金陽会の絵画のお世話をされている福岡の学芸員の方に、「まさに絵と同じ風景が実際にある。」というお話を何回かお聞きしたことがあります。木下さんの「遠足」という絵もあの絵に相応しい風景があるらしいので場合によっては、風景と絵を並べてみることも、あの絵に相応しい風景があるらしいのです。天草の風景、奄美の風景などいろんな風景が療養所に入られてしまった方たちの想いが絵とつながっているような工夫があってもいいのではないかと思います。

また前回のこの会議のときもお話したと思うのですけれども、恵楓園には、素晴らしい歌人や俳人の方がいらっしゃる、恵楓園の入所者の方たちの短歌や俳句が文化的価値を高めていたことも間違いないことです。熊本の歌人や、俳人の方に恵楓園の入所者の方たちが作ってこられた俳句や短歌を紹介いただくとか、金陽会の絵と同様に、恵楓園の中には入所者の方々の込められた想いを伝えられるものがあることを掘り下げる工夫をしていただけたらいいのではないかと。これは前にも申し上げたことですが、改めてお話ししたいと思います。

もう1点、りんどう相談支援センターの方にお尋ねしたいことがあります。12ページの実績なのですけれども、これは令和3年度と令和4年度の比較で拝見すると、令和3年度は相談件数が278件で、令和4年度が133件になっていますから、半分以下になっていますよね。しかし延べ利用者数を見ると、令和3年度では延べ人数278人の方が相談されて、令和4年では402人。ただ、人数は少ないのですけれども、その方たちが何回も何回も相談されたと理解してよろしいでしょう。そういう意味では、相談された方の少ない方でも何回も相談されて、ただ、相談件数として見れば減っているわけですね。ハンセン病元患者家族の家族補償金支給の請求期限まであと1年ですが、相談件数だけ見れば相談は激減していることに対して、どのような形で相談件数を逆に激減しないようにするか、あるいは増やせるというところについてのお考えがありますか。

(事務局(りんどう相談支援センター))

相談件数、補償金関係に関しましては、りんどう相談支援センター及び制度の期限もより周知を図るため、啓発活動に力を入れて多くの方にまず知っていただきたいと思っております。私どもが積極的に動いて、まず皆さんに知っていただき、相談につなげていけたらと考えております。

（事務局（手嶋））

事務局の手嶋でございます。今、遠藤先生からご指摘いただいたことは、相談支援センターとしての課題でございまして、この実績というのを伸ばしていきたい。ただ、そうしましたときに、やはり一朝一夕にはというのがあるのです。その中でも今、我々が頭で一つ割合として考えておりますのは、これまで各市町村に出向きまして、ご挨拶し、相談支援センターができましたと周知をさせていただいております。例えば、今後、各市町村で職員研修会、そういったところに出掛けて、そこで市町村の職員に対して、このハンセン病問題を理解していただいたうえで、その市町村の会報等に載せていただいて住民の方の目に触れていただけるような企画をできるだけ設ける。その中でもしかすると自分は相談できるのではないかと。そういった方がご相談する機会を増やしていければと考えております。また、何か良い媒体等があれば、ご教授いただければ幸いです。

（遠藤委員）

内田先生が座長をされている、厚労省、法務省、文科省を入れた「ハンセン病に係る偏見差別解消のための施策検討会」が、今月中に提言をまとめられることになっております。事前の最終案では、都道府県単位ではなくて、市町村単位で、自治体での活動を積極的にやるべきだということが書かれています。家族の方たちはもっといらっしゃるはずなので、その方たちにつないでいくためには、りんどう相談支援センターの方たちが市町村単位で進めていただくことが、より近いところに相談しようという気持ちを持たれる方に出会える機会になるのではないかなと思います。

私の資料の2枚目にご紹介しているのが、これは大阪で毎年やっています「ハンセン病問題講習会 ハンセン病問題から私たちが学ぶこと」というイベントで、去年実施したもののチラシです。ここでドキュメンタリー映画「地域で生きる」という、30分の動画が作られました。私もオンラインで拝見したのですけれども、とても問題意識のよく分かるものでした。僕はそのときに確か、りんどう相談支援センターにも「送ってもらえないか。」と大阪のハンセン病回復者センターの方にお問い合わせはざすけれども、これは何かの事業から出されている補助金で、全国の都道府県に送付しており、健康づくり推進課には一部お送られているらしいです。

ここで取り上げている事例で、いよいよ高齢化されていったときに、その方たちが単なる相談だけではなくて、実際に社会で生活していくのに1人では生活できなくなってきたというときのサポートを問題にしています。それを実際に大阪で1人の方に焦点を当てて実際にやっているものを見せています。私に関心を持ったのは、大阪で今、取り組もうとして動き出されていることが、近いうちに必ず熊本でも起きてくるということです。そのときに、これを支えていただくのは、りんどう相談支援センターではないかなと思うのです。今日御報告して頂いたような啓発活動だけではなくて、実際にそうい

う生活支援をしてもらえない、社会生活できない人たちに対してどういうふうに取り組んでいくか。このことについて、4月以降でいいですから県や、りんどう相談支援センターの皆さんとドキュメンタリー映画を私も参加して観ていただいて、いろいろ意見交換させていただく機会があればと思っている次第です。

ついでに恐縮なのですが、次の資料をご覧ください。これは、国立ハンセン病資料館で「生活のデザイン展」を開催した際のチラシです。私は残念ながら見にいけませんでした、とても良い企画でした。こういう装具のお仕事をされている人は恵楓園にもいらっしゃると思いますけれども、装具は、当然一人一人全部をオーダーメイドですよ。私たちが普段使っている既製品ではなくて、一人一人の目が見えない方のここが困るとか、足の具合が悪い方のこうしてほしいとかいうのを一人一人に合わせてどう工夫して作ってきたのかというのを展示したものです。次に見ていただくと、「ブリキの義足を作ってみよう」という参加者の子どもたちに実際作る体験をさせてもいます。オンラインで見たときには、トイレで手も足も不自由で動けない入所者の方が、実際にトイレで自分の排せつ物を処理するために、木の道具を作ってお尻をきれいにするというご自身のアイデアで作ったものがありました。それを資料館では実際に子どもたちにそのレプリカを触らせていました。単なる展示を見せるというだけではなくて、実際にこういう経験を共有してもらおうということをとおして、療養所の入所者の方の生活というものを理解するというこの工夫は、すごくいい工夫だと思っていた。考えたら恵楓園の中でもできますよね。県の主催でされる歴史資料館の見学も大事ですが、こういう実際に体験的なツアーという形でほかで工夫しているものをご紹介します。

もう1つは、人権同和教育課でご覧になっているかもしれませんが、ハンセン病市民学会には教育部会がありまして、「ハンセン病問題から学び伝える」という本を出したのです。これも是非、参考にしていただきたいですけれども、ハンセン病関係を教育の現場で取り込まれると、とても熱心な先生がいる間はその学校はすごく回るのですけれども、その先生がいなくなるとその学校の活動が終わってしまって、またその先生が行くところで活発になるみたいな形になる。その先生が残したものがなかなか活かされなくなるという話をお聞きしていることがあるのですけれども、熊本の現場では気がついたことはありますか。

(柳田委員)

教育委員会人権同和教育課でございます。まず、遠藤委員が今、本の紹介をされましたハンセン病市民学会から刊行されている書籍につきましては、今年度、課は違いますが、知事部局の人権同和政策課が主管課となります「熊本県人権施策・啓発推進委員会」があります。この委員会にも、自治会の副会長が御出席されまして、その場で市民学会の本につきましては紹介がありましたものですから、本課で購入しまして、課員全員で拝読しました。各種教職員の研修で私どもがいろいろ講話をするのですけれども、そのときに授業づくりの視点、そういったところを教職員に説明をさせていただいているところでございます。

(遠藤委員)

この本の中で私が一番印象的だったのは、先ほど申し上げた、「ハンセン病に関わる偏見差別解消のための施策検討会」の最終提言案でも取り上げられていますが、福岡の学校現場で起きたことです。この中で、福岡の事件を起こした先生と親しかった方が書かれています。「その先生は、とても熱心な方だった。ハンセン病については、十分な知識がなくて、その先生を叩いて済む話では決してなくて、一生懸命熱心な先生をそういう形で叩くことによって、その先生のやってきたことをゼロにしてしまってもいいのか。」という問題意識を書かれています。私自身がこの事件を知った時に感じたことと同じことが書かれています。その先生がそういう間違いをしたときに、もしそれをサポートできる仕組みが学校現場にあったならという話として受け取ったらいいいと思いました。

(志村委員)

今の学校のお話でこれは私立の中・高校の話ですよ。そこにはヒューマンライツ部というのがあって、大変活発な勉強をやっている。その部の人たちが瀬戸内に行って、直接、療養所の人と話すというようなことを部活動でやっている。

延先生という顧問の先生がおられたのですが、今は校長になっています。その人が連れて来たある学生さんで、「あなたは広島から慶応か早稲田か受けたら通るんじゃない？」と学生さんにお話をしたら、「頑張ってみます。」と言っていたのですが、「両方とも受かった。」と言っていました。

人権学習を本気で部活としてやっている。そのことによって大変その人の持っている能力が伸びていくことだと思います。そういったことが、実際、熊本県の公立高校の部活動として、ヒューマンライツ部というのができるのか。そのことは先ほどお話がありましたように、同和問題をやっている先生のところはいいのだけど、それを煙たがったりして、その先生が別のところに移ると立ち消えになる。そういう問題があります。

先ほどの金陽会の絵画の話です。950点くらいあるのです。「ヒューマンライツふくおか」というところで、その絵画については承っています。なにせ絵画で油絵ですから、包装とか保険とかそういったものがあって、なかなか展示に持って行くことができないという難点があります。

それから、俳句・短歌、これもおっしゃったように、津田治子さんもおられますし、俳句のいろんな本を出した人もいます。恵楓園の資料館の新館には、山本吉徳氏の短歌が展示されています。

実際にうちの資料館の中で観て回るといのは、非常に時間が足りないという問題があります。遠くからお見えになってもやっぱり時間内に収めるというようなことが、非常に難しいというのがいつも感じております。

同和問題で言いますと、「同和差別解消法」がありまして、「ハンセン病問題基本法」の中には、「ハンセン病を理由として差別してはならない」という規定があります。私はその規定を入れるまでに、随分、弁護士とやりあったのですが、結局は、基本法における罰則規定が持てないということでした。本当のところはどうか分かりませんが、法律が通しにくいという、そういうことではないかと思えます。

それと、「解消法」というのが、実際には文字を入れただけで、聞いてみたいと思います。法律と言うのは、これは憲法と同じようなことですね。罰則規定も何もない。そ

ういう状況に、人権についてはあるのではないかと考えています。せつかくこういう人権委員会があるので、学校関係の方にお尋ねしたいのです。日本には、憲法裁判所というのがないのです。私はそこまで持って行くのはなかなか難しいと思うけれど、そういう議論がありましたというぐらいのことは書いてもらいたい。そういうふうに思っています。

(内田委員長)

ありがとうございました。そのほかにどなたかありますか。

(紫藤委員)

今まで伺ったこと、りんどう相談支援センターにもおりましたので、そこからちょっとお話をさせていただきたいと思います。

先ほど、家族補償の相談は随分減ってきているというところで、実際に申請の数がかなり少ないということをお伺いしております。そうなってくると、これまでも毎年、大体りんどう相談支援センターが市町村を回れることがありましたので、訪問してご挨拶できるときはしてきました。その中でも温度差というのは、市町村の中で感じることはとてもあります。実際に、広報誌に載せていただけたところ、「載せましたよ。」等、そこからご相談が上がってきたこと等も今まではご報告させていただいたかなと思います。

この最後の年、6年ですよ。もう時間があまりないという段階でもありますので、一つ考えられることがあるとすれば、例えば、地域振興局ごとに集まっただいて、研修会をする。家族補償制度のことをもう1回きちんとお伝えして、地域住民の方の目に付く、耳に触れるようにしていただくような工夫も更に啓発するのには考えていく必要があるのかなと思うところです。

それから、絵画に関しては遠藤先生がおっしゃるように、やっぱりいろんな工夫は必要かなと思います。昨年、瀬戸内芸術祭に、金陽会の絵画がたくさん行きました。美術館にもたくさん展示されていて、こんなにたくさんの絵画を初めて知らない絵画を見たなあと見せていただきました。やはり900点もあるので、全く知らない、初めて見たなという絵画を見せていただきました。実は昨年度、遠藤先生がおっしゃったように絵画と俳句を一緒にできないかなあと考えていて、実現はすみません。昨年度できなかったというような経緯もございました。見せ方の工夫、本当にテーマを決めてなど必要だなと思うのと、やっぱり若い人や子どもたちの柔らかい頭の中に絵画がどんなふうに入って行くのか。「このような絵の背景にこういうことがあるんだよ。」ということ伝えていくというところで考えていってもらえるのかなと思っています。確か昨年度だと思えますけれども、県が恵楓園の中と、その絵画が該当するようなパンフレットを作られたので、そういったものがあったかなと思い出したところでした。

それから、りんどう相談支援センターの役割で、そもそも今、ひまわりの会の方々は、センターができる前から社会福祉士会が、ずっと小さなつながりを持っていたというところで、今、そのつながりも続いている。そことりんどう相談支援センターとつながっている人たちはもちろん連携をしているのですが、もうご高齢になっていらっしゃるの、いろいろなサポートをさせていただいております。

ただ、私たちに相談に来ていただける方が、非常に少なく退所者全員の方ではないという現実もあるというのもお伝えしないといけません。地元の介護サービス、医療サービスとつながったり、いろんな場面でのサポートというのをさせていただいています。ですので、りんどう相談支援センターがキャッチしてくれて、そういう実際のいろんなサービス機関、動けるものにつながっていけると、お一人お一人の方のサポートということにもつながっていくのかなと思うとやっぱり相談していただくっていうこと。「りんどう相談支援センターがあるのですよ。」ともう1回アピールするような場面を各行政機関に行ってもいいのかなと思って先生のお話を聞いていました。

それから、最後にもう1点なのですが、これは私が日頃というか本当にシンプルに考えていることになります。これも遠藤先生がおっしゃったウェブで差別の問題が広がったというところで、これは確かにいろんな場面で子どもたちの場面でも明らかにいろんなそういった広がりがあります。この2、3年、学校の先生方にハンセン病のことをいろいろお話させていただいた中でもお伝えをしたのですけれども、事実を知るということはとても大事で、きちんとした歴史を知る。それはハンセン病だけではなく、いろんなことが差別があるというところも先生方にもお話をさせていただきました。その中で、「じゃあどうするんだろう。」という教育場面で、「じゃあどうするんだろう。」ということ、先生たちとも考えられるというか、投げ掛けるというか、そういうことは思っております。

何を言いたいかと言うと今、一番やっぱり子どもたちに伝えたいと思っているのは、「人は一人一人違っていいっていうこと。」これは黄光男さんがおっしゃったと思うのですね。私はそこで聞いたと思うのですけれども、それは違っていいということを認め合えらるとていう社会。一人一人に伝えていかないと、ずっとなくならない。それでもなくなれないかもしれない。本当にそのとおりだなと思っていて、人は一人一人違っていい、いろんなことがあっていい、でもお互い認め合おうね。それは自分がもし違うという立場になったときも、生きていくときに違っていい。みんなから認められて大丈夫と思えるような生き方につながっていくのでないかなと思っているので、子どもたちには今、そういうことすごく伝えたいなと思って、お話をさせていただいております。

(内田委員長)

ありがとうございました。

(岡委員)

健康づくり推進課の立場としてもお話させていただきます。先ほど、遠藤先生がおっしゃいましたように高齢化が進んで地域で生活されている方たちの生活を支えるというお話がありましたが、りんどう相談支援センターの役割の中で、地域包括支援センター、地域の介護支援事業所等、地域に多くの社会資源がございます。そういうところを集めた会議や研修は、本課ではないですが県関係課で持っています。そのような場で、このハンセン病問題、地域で生活されている方の現状をりんどう相談支援センターの方を交えてお話していただき地域の応援団を増やしていく。そういうことが大事ではないかなと思っています。

先ほど、先生がおっしゃいました大阪のドキュメンタリー映画「地域で生きる」を是

非、4月以降に新体制の中で、りんどう相談支援センターと私ども県と勉強もしっかりさせていただいて、できれば、先生にもご参加いただいてやっていければと思います。

小野先生からありました、医療・福祉研修会です。医師の参加が少ないということで、医師会への働きかけとかいうところをもう少し強化して、例えば、研修会も医師会と共催、後援なりでやっていただく。医師会、看護協会との太いパイプがございますので、少しそこに働きかけていくような形で、一人でも多くの先生方、看護師の皆さんにご参加いただくということはしっかりやっていきたいなと思います。

風景と絵画の一体化ということで、足を向けていただくとありましたけれども、なかなかコロナ禍で、菊池恵楓園に行っていただくとか厳しいということがございました。令和3年度に、「菊池恵楓園散策マップ」ということで、中の写真、歴史上の話とこの絵画を結び付けたものもやっております。少しずつであります、工夫をしながらやっていきたいと思っております。先ほどの短歌・俳句も私も不勉強でございますので、次年度以降課内でも検討していきたいと思っております。

(内田委員長)

ありがとうございます。

(箕田委員)

まず医学界について、お話をさせていただきたいと思っております。骨格標本問題以来、熊大医学部の方から毎年4年生、途中から3年生全員が恵楓園に毎年1回実習に来られていました。コロナ禍で来られなくなって、こちらから志村さんの講話DVDを持って講義に行ったりしていました。医学部長も3年前から合同慰霊祭に来られるようになりまして、ハンセン病の倫理問題を医学教育に取り入れるということの重要性の認識も高まってきたみたいですね。一応、恵楓園実習を単位化するような話も聞いております。医学部生へのハンセン病問題をテーマとした倫理教育に関しては、明らかに前進をしていると考えております。

ただ、セミナーも何回か医学部でやりましたが、医師、医療従事者の参加は極めて少ないです。医者、医療従事者、特に看護師の場合は、看護学生のときに、結構ハンセン病の歴史勉強をしている学校もあるので、そのせいもあるかもしれません。ドクターの場合は、分かっている、みたいな感じがあるのか、セミナーの参加者が非常に少ないというところは問題なので、医師会にも働きかけていただきたいと思っております。多分ハンセン病の話は「そんな理不尽なことをやっていたの」みたいなことで、知れば必ず興味を持つドクターはいると思っております。私もここに来るまでは全く知らなかったのですが、来て知ってしまったら、それはもう、ほっとけない。やっぱりこれはもう伝えていかないといけない。特に医学界には伝えていかないと強く確信しました。しかし、ハンセン病関係の講演の集まりが少ないというのは常にあるようです。これからはウェブ等使われるのもいいかなと思っております。

それといつも思っていたのが、いつも熊本市関係の団体の参加がないということです。先ほども教育、教職員のところでも、「熊本市は外れております。」と言われていました。多分、政令市になって、教育関係を含め行政関係が県から外れてしまったことが関係しているのでしょうか。でも人口的に言うと70万人もいて、県人口の半分近く

を占めているのに、常に熊本市は外れているのですよね。熊本市の学校関係者や学生が恵風園に団体で勉強にくるといのは聞いたことはないのですよね。だから今、県の事業でされているのと同じぐらい熊本市の人権担当のところは何か事業をいろいろされたらいいのにといつも思っています。熊本市の方がおられなくて、ここで言っても仕方がないのですけれども、熊本市はハンセン病を免除じゃないけれどもほかに水俣病等をされているということで何か別路線なのかもしれません。けれどもハンセン病も、もっとやってもらいたいと県から熊本市にお伝えしていただければと思います。もし私が今、言っているのが誤解ならばもうそれは、どうしようもないのですけれども、もし本当に熊本市が県の啓発事業から外れているみたいな形になっているのだったら、積極的に参加してもらおうよう働きかけを次年度からしていただければと思います。

もう一つ、遠藤先生もおっしゃいましたけれど、結構、国立ハンセン病資料館は、あの手、この手でいっぱいやっているのです。ハンセン病資料館の啓発にかけている予算と熊本県の事業予算が、大分違うのかなという気もしています。とはいえ、良いものはちょっと真似したらどうかと思います。大体、どの程度啓発したらいいのかというのがまず分からないから、どの程度の予算をかけたらいいいのかというのが決まらないということもあると思います。だから国の防衛費みたいにくらと決めてそれでいくというやり方をするのか、あるいはこういう事業の積み上げでこのぐらい金がかかるというような事業予算の決め方をするのか、いろいろあるでしょう。しかし、いずれにしても、どのぐらい効果があったか、コストパフォーマンスを見て評価してからという話になると思うのです。だからやっぱりそろそろアンケート等をして、これまでの啓発の効果がどの程度あるのか、見る必要があると思います。

この前、国立ハンセン病資料館の運営部会で啓発の効果はどの程度あるのか議論になったときに厚生労働省の健康局の方が今度アンケートをとってハンセン病に対する国民の意識を調べる予定があるようなことをおっしゃいました。熊本県でも前回のアンケートは2018年ぐらいでしたか、されておりましたよね。若い人は知らないから差別がない、しかし、差別があるのを知っている高齢者は依然として差別している、何かそんなデータが出ていたようでした。ネットでも今、簡単にアンケート調査はできるという話なので、前回の調査から日が経っていれば、それで効果を見たらどうでしょうか。サブグループ解析を自治体別、年齢別でやって、熊本市は特に意識が低いみたいな話になったら、やっぱり啓発が不足していることがはっきりするかもしれません。

あと、りんどう相談支援センターに再入所の方のお問い合わせがあったという話もありましたけれども、基本的に恵風園はハンセン病回復者の方であれば、入所歴のある方であろうとなない方であろうと全員ハンセン病の既往があれば受け入れOKということになっておりますので、そこは安心してご相談をいただきたいと思っております。

最後に、コロナで啓発活動が3年間できなくて本当に減りました。コロナ前は、結構口コミで先生のお話を聞いて、面白い、興味を持ったという人がいるので、講話を聞いていただけますかというのが、結構増えつつあってやっと浸透してきたかなと思っていましたが、コロナで駄目になりました。是非、コロナと抱き合わせて、コロナの問題をハンセン病の問題をとおしてみる重要性も指摘しておきたいと思っております。以前、小野先生がそういう視点で何回か啓発講話をされたという話もありました。絶対このコロナは、ハンセン病の歴史をとおしてみると、別な理解があると言いますか、興味が高まり

ます。ハンセン病問題だけだとやっぱり集まりがどうしても悪いのです。一般にハンセン病は何か他のイベントと抱き合わせた集まりでお話させていただくときは、聴衆は多いです。ハンセン病だけでやると少ないというのは、まだ問題解決はしていませんけれども、やっぱり皆さん、記憶の外にある方が大半なので難しいのかなと思います。今回の事業内容をもても、コロナが現在進行形の割にはコロナと抱き合わせて考えた企画というのが少ないというか、ないような気がしますので、是非、企画力をもうちょっと上げて、いろいろやっていただくといいかなと思います。

また、恵風園に歴史資料館ができて、少しずつ参観者は増えてはきていますが、まだ十分活用できる体制になってないというのも事実なので、できるだけ皆様に育てていただくということも必要と思います。こういう企画をやりたいというときは、資料館にご相談をいただきたい。もちろん、経費がかかるかもしれませんが。どのぐらい啓発の効果が上がっているのかというのは調べていただいたうえで予算を増やす努力も必要になるとは思いますけれども考えていただきたいです。

(岡委員)

ありがとうございます。ハンセン病の問題に関します意識調査というのは県で実施している「県民アンケート調査」の結果を参考に、毎年、経過を見させていただきまして、事業に活かしているところです。

先生がおっしゃいました新型コロナの研修と抱き合わせてというところは、一昨年、小野先生にご自身の体験を踏まえてさせていただきました。それもコロナ禍の次は、コロナ禍の減少、そういう話が出てくると思いますので、来年度以降小野先生にご意見をいただきながら考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

(内田委員長)

私から少し発言させてください。先ほど、遠藤先生にご紹介いただいた「ハンセン病に係る差別・偏見解消のための施策検討会」はこの3月に最終報告書を国の方に提出させていただく予定です。問題はハンセン病に係る偏見・差別が非常に厳しい状況にあるということです。いろいろな方々、なかでも当事者の方々の格別のご尽力、取組みにもかかわらず、厳しい状況にあります。少し古いのですが、大阪市の調査によるとハンセン病について、よく学んで理解している方が4%、自分たちの問題というふうには思えない、あまり関係ない問題という方が60%です。残りの35%が、非常に強烈な差別意識を持っているという状態です。

この状態をどういうふうに考えていくのかということですが、構造的な問題だと私も分析をしました。国の対策と言いましょか、施策には構造的な問題があったということで、こういう厳しい事態が依然として解決されていない。だから個々の人たちの個々の努力だけで解決するわけではなくて、構造的な問題を改善しないとなかなか解決しない。そういうふうにして考えて提言させていただいたということです。

都道府県の取組みはバラバラで、非常に温度差があるのですが、熊本県は非常によく取り組んでいただいている。先駆的な事例という形で紹介させていただきました。

構造的な問題について語るといろいろあるのですが、一つは、現在の差別・偏見の状況が、どういう状況にあるかということです。その分析にあたって一つ参考にさせてい

ただいたのが、家族訴訟の原告の陳述書です。それを詳しく分析させていただくと浮かび上がってくるのが、偏見・差別が非常に根強い。したがって、子どもたちにも自分が家族であるということを言わない、言えない。ほかの人にも言わない、言えない。しかし、いつ分かるかもしれないということで、怯えながらびくびくした生活をして、誰にも相談しないし、相談窓口にも行かない。こういう実態です。こういう実態では相談窓口が機能しないのです。相談にいらっしやらない、お話いただけないので実際の状況が分からない。そういう差別に対して、我々がどう対応するか。こういう問題です。そうすると、作為の差別というよりは、不作為の差別という形になるわけです。

この不作為の差別については、作為の差別とは違った対応の仕方をしなければいけないだろうということです。つまり加害者というあり方が違うということになるだろうと思うのです。これはいじめ問題にも言えるのですけれども、いじめ問題については、いじめの直接の加害者とともに傍観者という名前の加害者がいる。傍観者であるという加害者に気づくということが、いじめ問題について対応するにあたって非常に重要であるというように言われています。似たような状況というのが、現在のハンセン病の差別の問題にあるのではないかと。つまり、自分たちが知らず知らずのうちに、加害者になっている。何も知らないということ自体が差別になっている。何も知らないから差別していないというわけではありません。そうではなくて、知らないということが差別だ。差別にくみしているという、この気づきというのが、極めて重要ではないのかということです。

そういう観点から少し申し上げさせていただきますと、今日拝見させていただいた資料でございますが、県の職員の方が出前講座に行っていて、いろいろ啓発していただいていることは素晴らしいことで、もっともっと拡充していただきたいということです。ただ、生徒たちの反応を拝見させていただくと、「正しい理解」という言葉が出てくる。この「正しい理解」ということで、先ほど申し上げたような不作為による差別。自分が気づかないうちに、何も知らないことによって、加害者になっている。この加害者性に気づくのかどうかです。

今年、法務省及び全国人権擁護委員連合会主催の「全国中学生人権作文」に応募された作品の中には、非常に素晴らしい作文がたくさんあったのですが、その中で、「私は加害者だと思っていたのだけど、よくよく考えてみていろんな人の話を聞くと、実は自分は加害者だったということに気づいた。この加害者という状態からどういうふうにして脱却していかなければいけないかということ考えた。」という作文がありました。こういう加害者性への気づきという啓発、教育が非常に重要なのではないのかなと思うのです。そういうためには、「非常に大きな宝」と言ったら変ですけども、アンケートはものすごく大きな貴重なものだと思うのです。皆さんからいろいろお話いただいたことを受けて書いてくれるわけですから、それをよくよく分析して、生かしていく、改善に活かしていくということが非常に重要ではないでしょうか。

国立ハンセン病資料館では参観者の方にアンケート調査をさせていただいているのですが、小学生の反応、中学生の反応、高校生の反応は全然違うのです。大学生も大学の学部によって反応が全然違うのです。社会人の方でも職業によって反応が違う。教員の方の反応と、福祉関係の仕事に従事している方の反応も違うし、医療関係の方の反応も全然違うのです。アンケートからはそれぞれの職種、それぞれの立場、年代の反応の違い

いが非常によく分かります。アンケート結果を分析してそれを教育・啓発に生かしていくということが大事ではないでしょうか。そのことによって行動変容、意識変容につながるような、単に理解というだけではなくて、行動変容、意識変容につながっていくような、そういう教育・啓発にしていくことができるのかなという気がします。

最後に、若い人たちのハンセン病問題に対する関心を是非広げていかなければいけないということなのですが、現代の日本の若い人たちが抱えている構造的な問題があるのです。そこにつながっていかないと、なかなか若い人たちに、ハンセン病問題というのは本当に自分の問題なのだと実感してもらおうところまでいかないのではないかという気がします。

いろんなアンケート調査、国の世論調査、青少年意識調査等に出ているのですが、日本の子どもたちの他の先進国の子どもたちと比べての顕著な特徴は、自尊心の欠如です。未来に対して夢を持っていない。生まれてきてよくなかった。生きていても仕方がない。そういう非常に、ネガティブな面があるということです。そこどう接続していくのか。国の誤ったハンセン病強制隔離政策の中にあっても、入所者の方たち、当事者の方たちは生き抜こうとされた。ご自分たちの「人間回復」を闘い取っていかうとされた。

例えば先ほど遠藤先生にご紹介いただいた装身具の問題ですが、そういったことと接続することによって、子どもたちがハンセン病の問題というのは、自分の問題、自分にとってものすごく大事な問題だというふうに、接続していくことができるのだらうと思うのです。この接続というのはまだ十分になされていない部分がある。熊本県の場合は、一番先駆的なところで今、やっけていただいているので、さらにそれを広げていっていただいて、ほかの自治体の取組みに活用するようにしていただければありがたいなと思います。

(遠藤委員)

装身具の企画展示の話は、内田先生は、ハンセン病資料館の館長でいらっしゃるのですけれども、全く同じ規模ではできないと思いますが、たとえば恵楓園の熊本の歴史資料館でこれを使わせて欲しい。せっかく国立ハンセン病資料館でやっているものをほかの歴史資料館にお借して使わせていただく。そんな仕組みも工夫してもいいよという気がします。

大阪の話をお岡課長が受け取ってくださったのですけれども、大阪を見本というふうに捉えるのではなくて、大阪も試行錯誤している最中ですから、大阪が我々の理想のソースではなくて、我々も同じように工夫していくために観たらどうかとに申し上げたい。ここは大阪が理想だということで申し上げたのではないということをお申し添えます。

(内田委員長)

まだまだご発言いただきたいのですが、時間の関係で議題「その他」に移らせていただきます。先生方からご発言等はございますでしょうか。

(大濱委員)

熊本地方法務局人権擁護課長 大濱と申します。前回のウェブ会議で顔を合わせられ

ず、申し訳ありませんでした。今日は、県の啓発推進委員会ということですが、若干こちらの方の活動についても資料を用意させていただきましたので簡単にご説明させていただきます。

熊本地方法務局及び熊本県人権擁護委員連合会で私ども活動をさせていただいております。その中で時間の関係もあるので簡単にご説明させていただきます。ハンセン病問題啓発パネル展及びポスター掲示を6月22日「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」にあわせて、各官公庁でさせていただいております。ポスター掲示にしましては、昨年、金陽会様のご協力をいただきまして、立派なポスターを作らせていただきました。そういったものを官公庁に掲示させて提案をさせていただいております。

次のページには、各法務局がたくさんございますが、そちらでデジタルサイネージを設置しております。このハンセン病関係を熊本県様で作っておられるリーフレットのデータを活用させていただきまして、そちらでハンセン病問題について啓発を行っているところでございます。

次は、ハンセン病問題看板です。看板は法務局庁舎を出て、一番目立つところに置いてあるのですが、こちらの方をより見やすくそれから時代に合ったような形で、リニューアルし2月にさせていただいたところでございます。

ハンセン病問題の人権教室を3ページで書かせていただいております。今年度データが全部集まっていないので、代表的な活動を表示させていただいております。中学校は水上村立水上中学校で2回、上益城で地区サロンを主に高齢者の方ですが、大人の人権教室をさせていただきました。

人権啓発研修は、新規採用職員、新任人権擁護委員を対象にさせていただいたところでございます。人権擁護委員研修は遠藤様にご協力いただきまして講話をさせていただいております。

それから菊池恵楓園歴史資料館を活用した研修です。今年度新しくリニューアルしたということで、福岡法務局は私どもの上級機関であるのですが、九州全体、法務局、地方法務局の職員が、歴史資料館を来訪して、実際に見て、これを元に啓発にフィードバックしていくというようなところをさせていただいております。それと別に、熊本県人権擁護委員連合会、下部の県内の人権擁護委員協議会において、全ての協議会が必ず行っているということになっております。人数的に絞られざるを得ないようなところもありますが、この歴史資料館を活用した研修というのをさせていただきまして、各種啓発活動にフィードバックをさせていただいているところでございます。

本日は県の報告それから計画がメインかとは思いますが、国である法務局としまして、いろいろな形でハンセン病問題の啓発ということを考えさせていただいております。その中でこういった県の取組み、今日いただいたいろんなご意見、そういったところを生かしながらやっていきたいと考えております。先ほど「差別・偏見解消のための政策検討会」の関係も国の方に提言がされるということになっております。その中で出てきた提言に基づいて、また全国的にハンセン病問題というのはどういうふうに提案していかなければいけないのかということも、新たに示されると思います。それに沿った形で、今後も啓発を進めていきたいと考えております。

(志村委員)

お願いがあるのですが、今、お話がいろいろありました。司法試験に通った人、新しく判事になった人、この人たちは、一応この療養所に来て見学をするということになっていたのです。私のところにきた藤田判事は今、長崎の地裁に赴任されています。そのときに、4名の判事が訪問してくれました。それ以外は1人も訪ねて来ない。

私は、裁判所に対する不信感を持っている。司法に不信感を持っている。そういうことがあるので、少なくともハンセン病について裁判をやるとか、判決を下す、そういう問題で直面するわけです。現実には「菊池事件」を継続的に運動しているのですが、何も知らない裁判官が判決を下す。もうそれは「菊池事件」を見て、良く言えるなど。何も知らないハンセン病について判決を下すということは、これが最高裁まで同じです。検事が言うことを「はいはい」聞いて、これは弁護士にも言えることです。そういうこともあって「菊池事件」これは、少し先が見えてきた気がするのです。

判事に対し、療養所を見てほしいということを最高裁の裁判長も「そうします。」と言いながら、実際には1人も来ない。そういうことについて、上の方に注意を喚起するというか、「嘘つくんじゃない。」と菊池恵楓園でそう言っていましたと伝えてほしい。

(大濱委員)

今、いただいたご意見は、判事の方ということだったので、司法になるとは思うのですが、一応法務省も法曹三者の中に入っておりますので、こういったご意見があったということは、機会を捉えて、また上の方に報告をさせていただきたいと思えます。

(遠藤委員)

今、志村さんが言われたことはとても大事なことで、熊日新聞が名前まで出して、熊本地裁の刑事裁判の判事の訴訟指揮について相当厳しい批判をしましたよね。裁判官の方は、ベトナム人の技能実習生の裁判もやった方なのです。そういう意味では、判事の人権意識を育てるためには、判事の人たちに恵楓園にきちんと足を運んで、人権教育をしてもらう必要があるのではないかと本当に痛感しました。

先ほど内田先生が言われた正しい知識について「菊池野」の12月号に熊本学園大学の萩原修子先生が短い原稿でいたけれども、書いてくださった「正しい知識で、人は心落ちない。」というとても良い原稿を書いてくださっています。皆さんも機会があったら読んでいただきたいと思います。

あと、「恵楓」という菊池恵楓園の広報誌を見たのですがけれども箕田院長先生の書かれたもので、まずは、恵楓園の職員の方全員歴史資料館での研修が終わったということを書かれていて、さすがだなあと思いました。また、看護部長さんが看護職員の入所者に関する倫理カンファレンスをやっていたらしゃって、これは人権擁護委員会で看護部長さんが説明してくださったことがありました。ご存じない方が多いかもしれないので、菊池恵楓園が取り組んでいるすばらしい取り組みだと思います。時間もないかもしれませんが、箕田先生から紹介していただけないか。

(箕田委員)

もともとは、入所者の方に対して業務中に無意識のうちに行っていた差別的な対応を

入所者の方から指摘されるということがありました。それでみんな職員に振り返りをさせると出てくるわ、出てくるわ。たくさん問題が出てきて、それは気づいている人と気づいていない人がいっぱいいた。その中からいくつか課題を選びながら、ディスカッション形式で自分たちがやってきたことが、どうなのかということで人権意識を高めようということで、3年前から始めました。ある程度できてはきていますけれども、やはり気づかないままの人はまだいるので、もっと続けていかないといけないと思ってやらせていただいております。

(内田委員長)

ありがとうございました。少し予定時間をオーバーしたようでございますので、ご意見聞かせていただきたいところですが、以上とさせていただきます。議事進行を事務局にお返しをさせていただきます。

(事務局(西村))

内田委員長、議事進行ありがとうございました。各委員の皆さま、長時間のご議論、大変お疲れ様でした。

次年度の委員会は10月頃を予定しております。詳しい日程は、後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で「第16回熊本県ハンセン病問題啓発推進委員会」を終了します。本日はどうもありがとうございました。